

様

この度は、トランクルームにお申込みありがとうございます。

トランクルームのオーナー様からのご依頼でできるだけ安い値段でお貸ししたいとのご希望があり、当社はその実現のためお手伝いしております

火災保険、盗難保険、他災害等による保険は一切加入しておりませんのでご承知ください

家賃保証会社を通さず、かつ連帯保証人も必要ありませんが、緊急時連絡がとれる方2名を選出してください。うち1名は同居家族が良いですがもう1名は生計を同一としない方1名をご選出ください。

(出来るだけ親族、親戚関係である方が望ましいです)

契約書類を2通同封させていただいております。2通共ご記入捺印をしましたら **1通を当社にご返信**ください。**もう1通は解約まで大切に保管してください。**切手代はお客様負担にてお願いいたします。

**自動車運転免許証のコピー表・裏が必要ですので契約書類と一緒に送付ください。(運転免許証がない方は、健康保険証のコピーと住民票を送付願います)**

お手数をお掛けいたしますがよろしくお願いいたします。

不明な点があればご連絡ください。

TEL 0547-46-2858 までお願いいたします。

#### お振込み賃料等について

賃料は翌月分を当月月末までに指定の口座にご入金ください。

入金方法は問いませんが、払込手数料が発生する場合には借主様ご負担となりますのでご了承ください  
静岡銀行菊川支店口座およびカードをお持ちでしたらカードからATM機で直接お振込みくだされば手数料はかかりません。また、振込の際振込券を発券されておけば次回振込の際ATMでの口座番号等の入力省略できますので便利と思います。

払込先：静岡銀行 菊川支店 普通預金

#### 契約時お振込み金額

①登録料 1,500円 + ②日割り賃料  $5000/30 \times \text{日数}$  (合計金額の1円単位切り捨て)

②日割り賃料の計算  $5,000 \text{円}/30 \times (\text{当月日割り日数}) = (\quad) \text{①+②合計}$

以降毎月月末までに翌月分5,000円をお振込みください

お振込みを確認後キーをお渡しいたします

# トランクルームレンタル契約書

契約者の氏名 (A) 貸主 トランクルーム菊川遠鉄通り

(B) 借主 携帯

上記 A、B において下記事項について次の条件を以って契約を締結し、本契約書を 2 通作成し双方が各 1 通を保管する。

## コンテナの表示

設置場所：菊川市堀之内 596-1593-1 の敷地内 (建築確認申請及び完了検査済)

サイズ : 3.0 m<sup>2</sup> (L 2.15m × W 1.43m × H 1.9~2.2m)

位置 : No. \_\_\_\_\_

鍵 No. : 刻印 \_\_\_\_\_ (2本)

## レンタル条件

契約期間 : 2018年 月 日 ~ 2019年 月 日 (1年間) ※自動更新あり  
最短期間は1ヵ月とします、その場合はキーをお渡しした日から1ヵ月間のみ使用できます

保証金なし・保険なし (貸主側では保険を掛けません)

登録料 : 1,500 円 (鍵代含む) 契約解除月翌月から1年以内に再度レンタルされる場合、当初のキーと南京錠を借主様が保管されている場合には登録料不要で再レンタルできます(空スペースがある場合のみ)  
解約後もキーと南京錠を大切に保管ください。管理会社で保管しているキーは解約1年後に使用できないようにした後、処分いたします。

賃料 : 1ヵ月 5,000円

(契約月のみ日割り計算、契約解除月は月単位とし日割り計算はしません)

(日割り計算式 5,000/30日 × 当月使用日数 1円単位切り捨て)

※毎月末までに翌月分を下記管理会社口座にお振込みください

振込口座： 静岡銀行菊川支店 普通預金口座 となります

利用目的：該当箇所に✓してください

一般家庭用保管庫として使用  事業用保管庫として使用  その他 \_\_\_\_\_

利用者：  借主 (借主家族含む)  事業所  その他 \_\_\_\_\_

## 契 約 条 項

#### 第1条（契約の成立）

本契約はBが申込み、登録料および賃料を支払った時をもって契約日とする

（キーの受け渡しは別途お引渡し方法を電話、メール、郵送にてお知らせいたします）

#### 第2条（コンテナの構造）

レンタルルームに使用コンテナは海上コンテナをレンタルルーム用に設計製作したものであり、屋根外壁は鋼製、内部床・間仕切・内壁は木製である

#### 第3条（レンタル期間）

1.原則として1年間とする。期間満了の際A,Bの一方から特に異議がない場合に限り更に1年間同条件で更新するものとする（更新料は不要）

2.契約期間中にBが契約を解除して明け渡す場時は、Bは明け渡しの1ヵ月前の月末までに本契約書添付の解約申出書（郵送・FAX可）等により貸主または管理会社まで通知すること

#### 第4条（賃料改定）

契約期間中であっても、将来租税公課の増減、経済事情の変動、近隣賃料との比較によって不相当となった時はA,B協議の上表記賃料を改定することができきるものとする

#### 第5条（保管および立ち入り）

1.Aは、コンテナの保管・保守にあたり善良なる管理者として注意義務を負い、コンテナの保管・修理・維持に関する費用を負担する。Bもまた、善良なる使用者としての注意義務をもってコンテナを使用しなければならない。

2.別に定める「使用規則」を遵守し、通常の用法に従い、コンテナを使用しなければならない

3.Aまたは、Aから依頼された代理人は、コンテナの保全、衛生、防犯、防火、その他管理上緊急性のある時以外はBの承諾なしにコンテナに立ち入ることはできない。

#### 第6条（危険負担および免責事項）

1.コンテナの収容物においては、Aは盗難、事故、その他一切の責任を負わないものとする  
（コンテナ内財物保険は掛けておりません）

2.風水害、天変地異、火災等による損害については、コンテナの維持管理を含めてAは責任を負わないものとする

3.Aまたは、Aから依頼された代理人は、コンテナの保全、衛生、防犯、防火、その他管理上緊急性のある場合には、Bの承諾なしにコンテナに立ち入ることはできるものとする。

#### 第7条（禁止事項）

Bは、Aの書面による承諾を得ずに、他にコンテナを譲渡、転貸などAの権利を侵害するような行為は一切行わないものとする。また、住居・事務所・作業場などに使用目的を変更してはならない

#### 第8条（遅延損害金）

Bが、この契約に基づく支払いを遅延した時は、Aは支払うべき日の翌日から起算して支払日の前日までの日数に応じて支払うべく金額に対し、年利14.5%の割合による遅延損害金をAに支払うものとする。

#### 第9条（通路部分およびその他のスペースについて）

利用者は通路およびその他のスペースをコンテナ利用時の荷役作業以外で使用してはならない。

また、他の利用者と荷役作業が重なる場合には利用者どうしで円満に解決すること。

#### 第 10 条（契約の解除）

①B が、下記条項のいずれかに該当した場合には、A は B に催告をしないで契約を一方的に解除することができる

②賃料その他、本契約に基づき発生した諸債務の支払いを 1 か月以上滞納した時。

③A への連絡なしにコンテナ収容物を引き払い退去した時。または、長期不在等により賃貸借の継続をする意思がないと認められたとき。

④他のコンテナ利用者、その他近隣住民に対し、迷惑となる行為をしたとき。

⑤法人の場合、仮差押え、差押えもしくは競売の申し込み、又は破産、和議開始・会社整理開始もしくは会社更生手続き開始の申し立てがあったとき。

⑥公租公課を滞納して督促を受け、保全差押えを受けたとき。

⑦営業廃止、または、解散の決議をしたとき。

⑧経営が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

⑨暴力団と目される組織に属し、もしくは関係者等であったもの。

⑩その他、公序良俗に反する行為、および本契約の各条項ならびに「利用規則」に一つでも違反したとき。

#### 第 11 条（現状回復および損害賠償義務）

1.A の書面による承諾なしに現状を変更した時、もしくは現状回復を条件に現状を変更した時には明け渡しの際に、自己の負担で現状に回復しなければならない、B が現状回復をしない時は A は B に替わって現状回復し、その費用を全て B が負担するものとする。

2.B の故意過失により、コンテナを汚損、破損もしくは滅失等の損害を与えたときは、B の負担において完全に修復し、他の損害を含めて賠償しなければならない。

#### 第 12 条（契約解除の措置）

1.A は B に対し、B が届け出た住所に送付された第 10 条による A の通知書が遅延または到着しなかった場合には通常到着すべき時に到着したものとされても異議はないものとする。

2.本契約が解除された場合は、B は直ちにコンテナを現状に回復するとともに、第 11 条 1、規定損害賠償金相当額と第 8 条遅延損害金を直ちに A に支払わなくてはならない。

3.第 10 条において、万一、B がコンテナの現状回復を遅延した場合は、A は通知催告なしに物件設置場所からこれらを搬出して処分することができる。その場合の費用は B が負担するものとする。

4.第 10 条の規定により、本契約が解除された場合、B に対して期限を定めその収容物の撤去を催告したにもかかわらず、その期限内に撤去が行われない時は、B が現認できない場合であっても A は一方的に収容物の売却その他処分を行うことができるものとする。また、その売却代金は B 帰属しない。

#### 第 13 条（緊急連絡先について）

借主と電話連絡かつ郵送等のいかなる手段をとっても連絡が取れなくなった場合のために、緊急連絡先を 2

名記入いただきます。成人で判断能力がある方をご選任ください。1名は同居の家族でも良いですが、もう1名は親族の方でできるだけ近隣にお住まいの方でお願いいたします。

#### 第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、関係諸法規に従い、AB双方が誠意をもって協議するものとする。

## 使用規則

### ※収納を禁止させていただくもの

#### ①下記の上記のものはトランクルームに収納できません

バイク・原付（部品のみは除く）  
貴重品（現金・貴金属・宝石・重要書類・美術品など）  
高級品（高級衣類・高級家具・高級機器など）  
変質の可能性があるもの（食品類・酒類・皮製品など）  
可燃物・危険物・禁製品（ガソリン・灯油・塗料・ペンキ・銃器・刀剣・麻薬など）  
異臭・悪臭を発するもの、またそのおそれがあるもの（産業廃棄物・腐敗物・汚染物など）  
カビ・サビが発生するもの（濡れた衣類やタオル、鉄など）  
植物・生き物・遺骨・遺灰その他これらに類するもの

上記に該当する物品類を収納したことにより貸主、他の利用者に損害が生じた場合、借主が当該損害すべてについて法的に損害賠償責任を負担します。また、上記物品類（特に貴重品・高級品）が滅失、毀損したとしても、貸主は一切責任を負担しません。

また、収納物が盗難、火災等により滅失、毀損した場合にも貸主は一切責任を負担しません。

#### ②届出事項の変更（報告義務）について

借主は、貸主に対し届け出た事項に変更が生じたとき（転居・電話番号の変更など）は、直ちに報告するものとします。

当該報告をおこたり、貸主から案内・通知を受取ることができなかつた場合、借主は収納物及び契約物件に対する一切の処遇を貸主に一任することとします。

#### ③契約は最長1年間とします、ただし貸主、借主の双方の合意によりさらに1年間延長することができる。

契約最短期間は1ヵ月単位となります。（1ヵ月の場合は借りた日から30日間使用できます）

1ヵ月以上利用の場合には、初月のみ日割り計算とし翌月分を前月末までに指定の口座に振込みとなります

#### ④契約の解除について

支払うべく金銭の支払いを1ヵ月以上遅延したとき  
貸主から借主への連絡が2週間以上とれなかつたとき  
契約に定める禁止収納物の収納、又は禁止事項に違反したとき

#### ⑤解約について

契約期間中、借主は理由のいかんを問わず、相手方に対して事前に通知を行うことで契約の解約ができます  
事前の通知は契約者本人からの申し出のみ有効とし、通知の翌月末が契約終了日となります

契約の証として本書2通を作成し署名捺印して各自1通づつ保有する

2018年 月 日 (記入日を入れてください)

貸貸人 氏名  
代表者 印  
住所  
連絡先

貸借人 氏名 印 年齢 歳  
(法人の場合代表者)  
住所  
電話  
携帯電話あれば記入  
E-mail (任意)  
勤務先名称・住所

貸借人緊急連絡先 1 年齢 歳  
氏名  
住所  
電話  
携帯電話がある場合記入

貸借人からみたご関係に○を、 同居家族 父母 兄弟姉妹 おじおば その他 \_\_\_\_\_

貸借人緊急連絡先 2 年齢 歳  
氏名  
住所  
電話  
携帯電話がある場合記入

貸借人からみたご関係に○を、 同居家族 父母 兄弟姉妹 おじおば その他 \_\_\_\_\_